

平成 28 年第 2 回芸北広域環境施設組合議会定例会会議録

招 集 年 月 日	平成 28 年 12 月 26 日													
招 集 の 場 所	広島県山県郡北広島町有田 1234 番地 北広島町役場 4 階 委員会室													
議 長	先川 和幸													
開閉会日時及び宣告	開 会	平成 28 年 12 月 26 日 午前 10 時 01 分												
	閉 会	平成 28 年 12 月 26 日 午前 11 時 25 分												
<table border="1"> <tr> <td>○</td> <td>出席を示す</td> </tr> <tr> <td>△</td> <td>欠席を示す</td> </tr> <tr> <td>×</td> <td>不応招を示す</td> </tr> <tr> <td>□</td> <td>公務欠席を示す</td> </tr> </table>	○	出席を示す	△	欠席を示す	×	不応招を示す	□	公務欠席を示す	議席	氏 名	出欠	議席	氏 名	出欠
	○	出席を示す												
	△	欠席を示す												
	×	不応招を示す												
	□	公務欠席を示す												
1	前 重 昌 敬	○	5	中 田 節 雄	○									
2	熊 高 昌 三	○	6	青 原 敏 治	○									
3	金 行 哲 昭	○	7	藤 堂 修 壮	○									
4	藤 井 勝 丸	○	8	先 川 和 幸	○									
会議録署名議員	6 番 青 原 敏 治		7 番 藤 堂 修 壮											
地方自治法第 121 条の規定による説明のため出席した者の職氏名	管 理 者	箕 野 博 司	事務局長	児 玉 一 朗										
	副管理者	浜 田 一 義	所 長	村 田 浩 章										
	監査委員	木 原 張 登												
議 事 日 程	【日程第 1 号】													
	日程第 1 仮議席の指定について													
	日程第 2 議長の選挙について													
	【日程第 2 号】													
	日程第 1 議席の指定について													
	日程第 2 会議録署名議員の指名について													
	日程第 3 会期の決定について													
	日程第 4 副議長の選挙について													
	日程第 5 議会運営委員の選任について													
	日程第 6 諸般の報告													
日程第 7	議案第 7 号	広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更について												
日程第 8	議案第 8 号	平成 27 年度芸北広域環境施設組合歳入歳出決算認定について												
追加日程第 1 閉会中の継続審査の申し出について														
会議に付した事件	議事日程に同じ													
会 議 の 経 過	次のとおり													

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
開 議 (日程第1号) 日程第 1 日程第 2	仮 議 長	<p>【 議員及び執行機関の自己紹介終了後】</p> <p>ただ今の出席議員は8名であります。定足数に達しておりますので、これより平成28年第2回芸北広域環境施設組合議会定例会を開会いたします。</p> <p>直ちに本日の会議を開きます。</p> <p>本日の議事日程は、お手元に配付の日程第1号のとおりでございます。</p>
	仮 議 長	<p>日程第1、「仮議席の指定」を行います。</p> <p>仮議席は、ただいま着席の議席とします。</p>
	仮 議 長	<p>日程第2、「議長の選挙」を行います。</p> <p>お諮りいたします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定によって、議長により指名推薦にしたいと思います。ご異議はありませんか。</p> <p>(「異議なし」と言う者あり)</p>
	仮 議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって選挙の方法は議長による指名推選によることに決定しました。</p> <p>ここで暫時休憩とします。</p> <p>[暫時休憩中]</p>
	仮 議 長	<p>休憩を終わり再開いたします。</p> <p>先程の議長については、先川和幸君を指名します。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>ただいま、議長において指名しました先川和幸君を議長の当選人と定めることに異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」と言う者あり)</p>
	仮 議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、ただいま指名いたしました先川和幸君が議長に当選されました。会議規則第33条第2項による当選の告知をいたします。</p> <p>議長に先川和幸君。</p> <p>先川和幸君、議長当選の承諾及びご挨拶を自席にてお願いいたします。</p>
	議 長	<p>議長就任にあたり、一言ご挨拶申し上げます。ただいま、ご選</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨	
(日程第2号) 日程第1	議 長	任いただきました先川でございます。私は、もとより非才浅学の身ではありますが、見識高い、博識高い皆様方の御協力を得て、この重責を全うしたいと考えております。どうか、これから御指導、御鞭撻、御協力の程、お願い申し上げます。 よろしくお願いいたします。	
	仮 議 長	はい、ありがとうございました。 以上で臨時議長の職務は終了いたしました。よって、議長と議長席を交代します。御協力ありがとうございました。 暫時休憩といたします。 〔暫時休憩中〕 〔臨時議長が自席に、議長が議長席に着く〕	
	議 長	休憩を閉じて、会議を再開いたします。 これよりの日程は、お手元に配布いたしました日程第2号のとおりでございます。	
	議 長	日程第1、「議席の指定」を行います。 議席は会議規則第4条第2項の規定によって、ただ今着席のとおり指定します。	
	日程第2	議 長	日程第2、「会議録署名議員の指名」を行います。 本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、議長において、6番 青原敏治君及び7番 藤堂修壮君を指名いたします。
	日程第3	議 長	日程第3、「会期の決定について」を議題といたします。 お諮りいたします。 本定例会の会期は、本日1日限りといたしたいと思っております。これに御異議ありませんか。 〔「異議なし」と言う者あり〕
	日程第4	議 長	ご異議なしと認めます。 よって、会期は本日1日間と決定いたしました。
		議 長	日程第4、「副議長の選挙」を行います。 組合議会議員の交代により、ただ今副議長が空席となっておりますので、選挙を行うものでございます。 お諮りいたします。

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
日程第 5	議 長	<p>選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定によって、議長により指名推選にしたいと思います。御異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」と言う者あり)</p>
	議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、選挙の方法は議長による指名推選によることに決定いたしました。</p> <p>ここで暫時休憩といたします。</p> <p>[暫時休憩中]</p>
	議 長	<p>休憩を終わり再開いたします。</p> <p>先程の副議長については、藤堂修壮君を指名します。</p> <p>お諮りします。</p> <p>ただ今、議長において指名しました藤堂修壮君を副議長の当選人と定めることに御異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」と言う者あり)</p>
	議 長	<p>異議なしと認めます。</p> <p>したがって、ただ今指名しました藤堂修壮君が副議長に当選されました。</p> <p>会議規則 33 条第 2 項により当選の告知をしたいと思います。</p> <p>副議長に藤堂修壮君。</p> <p>藤堂修壮君、副議長当選のご承諾及びご挨拶を自席にてお願いいたします。</p>
	副 議 長	<p>失礼します。ただいま、皆様方、議長の推選により、副議長という大役を仰せつかりました。この環境組合が抱える問題点には、非常に大切なものがあると思います。議長を補佐し、この環境組合が、ますます充実したものになるように努めていきたいというふうに思います。</p> <p>今後ともよろしく申し上げます。</p>
	議 長	<p>日程第5、「議会運営委員の選任」を行います。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>組合議会議員の交代に伴い、ただ今議会運営委員が2名欠員となっております。</p> <p>ここで暫時休憩といたします。</p> <p>[暫時休憩中]</p> <p>休憩を終わり再開いたします。</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
日程第 6	議 長	<p>議会運営委員の選任については、委員会条例第4条第1項の規定により、議長において議会運営委員に3番 金行哲昭君 及び 6番 青原敏治君を指名したいと思います。</p> <p>これに御異議ありませんか。</p> <p>(「異議なし」と言う者あり)</p>
	議 長	<p>御異議なしと認めます。</p> <p>したがって、ただいま指名いたしました金行哲昭君及び青原敏治君を議会運営委員に選任することに決定しました。</p> <p>ここで暫時休憩といたします。</p> <p>[暫時休憩中]</p>
	議 長	<p>休憩を終わり再開いたします。</p> <p>議会運営委員会の委員長が決まりましたので、ご報告いたします。</p> <p>委員長、青原敏治君であります。</p> <p>この際、議会運営委員長から就任のご挨拶をお願いいたします。</p> <p>6番、青原敏治君。</p>
	議会運営委員長	<p>ただいま議会運営委員長ということで指名をいただきました。大変ありがとうございます。この議会がスムーズに運営できますよう、しっかりと皆さんと協力しながらやっていきたいというふうに思います。</p> <p>どうかよろしくをお願いいたします。</p>
	議 長	<p>日程第 6、「諸般の報告」をいたします。</p> <p>議長報告をいたします。</p> <p>前回の本組合議会以降、本組合議会議員に異動がありました。</p> <p>新たに選任された1番 前重昌敬君、2番 熊高昌三君、3番 金行哲昭君、6番 青原敏治君、7番 藤堂修壮君、そして私、先川和幸です。どうぞよろしくをお願いいたします。</p> <p>(「お願いします」と言う者あり)</p>
	議 長	<p>尚、辞職されました議員は、宍戸邦夫君、大下正幸君、秋田雅朝君、加計雅章君、石飛慶久君、藤井昌之君であります。</p> <p>本定例会に出席を求めた説明員は、管理者、副管理者、事務局長、所長及び木原監査委員です。</p> <p>次に監査委員から、平成28年度第1回定例監査及び平成27年度下半期分の例月出納検査の報告を受けております。お手元に配布しておりますので、ご了承願います。</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>議 長</p> <p>管 理 者</p>	<p>以上で議長報告を終わります。</p> <p>次に管理者から諸般の報告の申し出がありますので、発言を許します。</p> <p>管理者、箕野博司君。</p> <p>はい、議長。</p> <p>それでは、諸般の報告をさせていただきます。</p> <p>本年も残りわずかとなりましたが、皆様方には、年末の大変御多忙の時期に、本日の組合議会にご出席をいただきまして、厚く御礼を申し上げます。先ほどもご紹介があったわけではありますが、ただいま、議長、副議長をはじめ、各委員の方のご選任もございました。改めて心からお祝いを申し上げます。</p> <p>議会と私ども執行機関とは、よく車の両輪に例えられるわけですが、それぞれの立場を尊重しながら、議論を行い、互いに連携・協力しながら、共に歩みを進めていくことが大切でございます。どうぞ、議員の皆様方には、格別の御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願いいたします。</p> <p>諸般の報告ということでございますけれども、きれいセンターの事業報告につきましては、後ほど決算認定の議案説明の中で担当の方からご説明させていただきますが、ここでは、私の方から、北広島町芸北地域、旧芸北町でございますが、この組合加入につきまして、現在の状況をご説明させていただきます。</p> <p>芸北地域の加入につきましては、北広島町長といたしまして、安芸高田市長と協議を重ねてまいったところでございます。また、担当課を通じまして、安芸高田市議会、そして北広島町議会の御理解を得まして、先の9月両市町のそれぞれの議会で、芸北地域が組合に加入するという内容の組合規約の変更について、議決をいただいたところでございます。</p> <p>その後、両市町の協議書とともに、県の方に規約変更の許可申請を行いました。また、山県郡西部衛生組合からも解散の届出が県の方に提出をされました。そして、先週の21日に、広島県から許可をいただいたところでございます。これによりまして、北広島町の芸北地域が来年4月1日から、この芸北広域環境施設組合でごみ処理を行うことができるということになります。</p> <p>これもひとえに組合議員の皆様をはじめ、浜田市長、市議会・町議会の皆様のおかげと、改めまして感謝を申し上げます。</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
日程第7	管 理 者	<p>加入にあたっての条件につきましては、組合議会で、また市町の担当課から説明をいたしましたとおりでございますが、加入負担金、収集運搬体制の詳細につきましては、今後も市議会・町議会と連携をとりながら、ご説明させていただきたいと思っております。</p> <p>芸北地域の加入にあたっての課題と対応等につきましては、組合の方で調査し、まとめておりまして、「ごみ処理基本計画改訂に係る基礎調査業務 報告書」として、本日配付させていただいております。また、芸北地域の住民の方には、分別等についての説明会を北広島町が開催しておりまして、組合職員も協力をしておるところでございます。安芸高田市におきましても、新しい収集体制ということで、事業者との協議を重ねておるところでございます。いずれにいたしましても、住民の方々にご迷惑をおかけしないよう、ごみ処理の事務が滞りなく引き継ぎ出来ますよう、市町そして組合の担当が綿密に連携をとりながら進めておりますので、今後とも御理解と御協力の程、よろしく願いをいたします。</p> <p>さて、本日の定例会では、別紙提出議案書のとおり、2件の議案を提出させていただいておりますので、慎重なるご審議の上、ご承認を賜りますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。</p> <p>以上で、お礼と諸般のご報告に代えさせていただきます。</p> <p>ありがとうございました。</p>
	議 長	<p>以上で、諸般の報告を終わります。</p>
	議 長	<p>日程第7、議案第7号「広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更について」を議題といたします。</p> <p>この際、議案の朗読を省略いたします。</p> <p>提案理由の説明を求めます。</p> <p>管理者 箕野博司君。</p>
	管 理 者	<p>はい、議長。</p> <p>提出議案書の3ページをご覧ください。失礼いたしました、提出議案書の1ページをご覧ください。</p> <p>議案第7号でございます。「広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更について」でございます。</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
日程第 8	管 理 者	<p>広島県市町総合事務組合の規約変更について、協議があり、市町総合事務組合を組織している本組合の議会の議決が必要となりましたので、この案を提案させていただいております。内容につきましては、来年 3 月 31 日に解散する山県郡西部衛生組合を、市町総合事務組合の組織団体から削除するものでございまして、具体的な規約の変更箇所につきましては、2 ページをご覧ください。</p> <p>「山県郡西部衛生組合」という文言を削除するということとなります。</p> <p>参考に申し上げますと、広島県市町総合事務組合は、県内の市・町・組合の退職手当事務や公務災害補償事務等を行っている一部事務組合でございます。</p> <p>以上、よろしく願いをいたします。</p>
	議 長	<p>これで提案理由の説明を終わり、これより質疑に入ります。質疑はありますか。</p> <p>（「質疑なし」と言う者あり）</p>
	議 長	<p>質疑なしと認めます。これをもって質疑を終結いたします。これより討論に入ります。討論はありますか。</p> <p>（「討論なし」と言う者あり）</p>
	議 長	<p>討論なしと認めます。これをもって討論を終結いたします。これより、議案第7号「広島県市町総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少及び広島県市町総合事務組合規約の変更について」を起立により採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決することに賛成の方は起立をお願いします。</p> <p>〔賛成者起立〕</p>
	議 長	<p>起立多数であります。よって本案は原案のとおり可決されました。</p>
	議 長	<p>日程第8、議案第8号「平成27年度芸北広域環境施設組合歳入歳出決算認定について」を議題といたします。</p> <p>この際、議案の朗読を省略いたします。提案理由の説明を求めます。</p>
	管 理 者	<p>議長。</p>
	議 長	<p>管理者、箕野博司君。</p>
	管 理 者	<p>提出議案書の 3 ページをご覧ください。議案第 8 号でございま</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p data-bbox="360 224 504 257">管 理 者</p> <p data-bbox="360 757 504 952">議 長 事務局長 議 長 事務局長</p>	<p data-bbox="520 224 1469 421">す。地方自治法 第 292 条において準用する同法第 233 条 第 3 項の規定により、平成 27 年度芸北広域環境施設組合一般会計歳入歳出決算を、監査委員の意見を付けまして、認定をお願いするものでございます。</p> <p data-bbox="520 443 1469 640">歳入の決算額は、599,800,126 円、歳出の方は、557,845,974 円です。差し引き残額は、41,954,152 円となっております。尚、この残額のうち、31,000,000 円を繰越金として、平成 28 年度の当初予算に充当しております。</p> <p data-bbox="520 663 1469 741">詳細につきましては、事務局からご説明申し上げますので、ご審議の程、よろしくお願いいたします。</p> <p data-bbox="552 763 1150 797">詳細について、事務局に説明を求めます。</p> <p data-bbox="552 819 639 853">議長。</p> <p data-bbox="552 875 703 909">事務局長。</p> <p data-bbox="552 931 1437 965">はい。それでは、事務局の方からご説明させていただきます。</p> <p data-bbox="520 987 1469 1184">説明資料といたしまして、本日お配りしている資料ではなくてですね、前日お配りしております、一般会計の決算認定資料、それから一般会計歳入歳出決算書、それから行政報告の 3 冊でご説明させていただきます。</p> <p data-bbox="520 1207 1469 1541">では、まず、決算認定資料の 2 ページをお開きください。決算認定資料の 2 ページの方に歳入・歳出の合計額がございます。先ほど管理者の方から説明がございましたが、予算現額 583,072,000 円、決算額 599,800,126 円で比較額 16,728,126 円の増、歳出の合計は、予算現額 583,072,000 円、決算額 557,845,974 円、比較額 25,226,026 円の増でございまして、歳入歳出差引残額 41,954,152 円でございます。</p> <p data-bbox="552 1563 1366 1597">3 ページの方に歳入の目別の一覧表を載せてございます。</p> <p data-bbox="520 1619 1469 1697">4 ページには、歳出の方につきまして、款別の予算現額と決算額の比較を載せております。</p> <p data-bbox="520 1720 1469 1798">5 ページ目の方が、決算統計による性質別歳出でございまして、地方公共団体の統ルールによって分類したものでございます。</p> <p data-bbox="520 1821 1469 1899">6 ページには、財産に関する調書の詳細といたしまして、備品の納入日と契約金額を掲載しております。</p> <p data-bbox="520 1921 1469 2067">以上で、決算認定資料の説明を終わらせていただきまして、決算書の方をご覧ください。黒い背表紙で綴じてある「平成 27 年度一般会計歳入歳出決算書」でございます。</p> <p data-bbox="552 2089 1469 2123">こちらの方、8 ページ、9 ページをお開きください。こちらの方</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	事務局長	<p>に、8 ページ、9 ページの方、歳入歳出決算の事項別明細書でございます。1 款 分担金及び負担金。当初予算額 417,596,000 円に対しまして、収入済額、同額となっております。内訳は、安芸高田市さんの通常経費負担金が、260,076,000 円、北広島町さんの負担金が、142,512,000 円、交付税が、15,008,000 円でございます。備考欄の方に内訳が記載してございます。</p> <p>2 款の方が、使用料及び手数料ということでございまして、ごみ処理の手数料、ごみ袋の代金ですとか、きれいセンターへ持ち込まれる場合の手数料、そういったものでございます。</p> <p>3 款の財産収入、4 款の繰越金でございます。</p> <p>それから次のページ、10 ページ・11 ページでございますけれども、5 款の諸収入。内訳の方にございますが、備考欄ですね、右側の 11 ページの備考欄にございます、資源化物売却代 15,798,662 円とございますけれども、アルミ缶や新聞・雑誌等を資源化業者に売却しております。その収入額でございます。</p> <p>以下、12・13 ページは、歳出の事項別明細になります。12 ページ・13 ページ、1 款が議会費、2 款が総務費でございます。備考欄にそれぞれの節ごとの金額が書いてございます。</p> <p>続きまして、14・15 ページでございますけれども、14 ページ・15 ページ、下段の方から 3 款の衛生費になっております。きれいセンター関係の費用でございます。表の一番下のところ、15 ページの右側のところですけども、2 節が給料、3 節の職員手当等、センター職員 8 名おりますけれども、その人件費関係の部分でございます。</p> <p>次のページ、16・17 ページでございますが、備考欄に手当の額がございます。それから、4 節 共済費、8 節 報償費、9 節 旅費でございます。11 節が需用費でございまして、11 節の備考欄、需用費 163,640,945 円とございますけれども、内訳がご覧のとおりとなっております。機械を運転するための電気料、ごみ焼却開始時のバーナーで使用する重油代、収集運搬車の燃料代、施設で使用するガス代、排ガスや汚水进行处理するための薬品の費用、収集運搬車両の整備費、それから処理設備、焼却炉等の修繕費、印刷製本費というのは、計量伝票の印刷費ですとか、コピーの費用、それから昨年度は、小学生用の施設のパンフレットを作らせていただきました。本日お手元にお配りしているものでございます。それから、ごみ袋代というのは、指定ごみ袋の購入費などでござ</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	事務局長	<p>います。</p> <p>それから 12 節が、役務費、振込手数料や建物、自動車の保険料、視察関係の手数料、ダイオキシン類測定などの費用でございます。</p> <p>13 節、委託料でございますが、ご覧のとおり、きれいセンターでの収集運搬・施設内作業に係る委託費用ですとか、ごみ焼却炉は、夜間は民間業者に運転業務を委託しております。その委託料です。それから、プラスチック製容器包装の圧縮梱包も外部に委託しておりますが、そういった費用。それから、焼却灰や不燃残渣、可燃性粗大ごみ、布団とか木材、そういったものの資源化委託料でございます。</p> <p>次に 18 ページ・19 ページでございますけれども、14 節が使用料及び賃借料でございますして、きれいセンター用地の借地料が主なものでございます。</p> <p>それから、15 節工事請負費、16 節原材料費、18 節備品購入費、19 節負担金・補助金及び交付金となっております。それぞれ備考欄にそれぞれの内訳がございますので、ご覧ください。</p> <p>次のページ、20 ページ・21 ページでございますけれども、4 款公債費が中段にございます。当初予算額 2,021,000 円、支出済額 2,019,266 円となっておりますけれども、きれいセンターのストックヤード建設、ペットボトル等を圧縮保管する施設でございますけれども、その建設に係る起債の償還金でございます。本年度、平成 28 年度で、この償還は終了いたします。</p> <p>5 款の方、予備費でございます。総務費の積立金の方に 493 円、これは、利子の算定額が当初見込みより増額となりましたもので、不足額を充用したものです。それから、衛生費・清掃費・ごみ処理費・償還金・利子及び割引料へ 14,300 円とございます。これは、ごみ袋販売店さんがごみ袋を返却されまして、その買い取り費用ということでございます。</p> <p>以上で、歳入歳出の説明を終わります。</p> <p>次に 22 ページの方、実質収支に関する調書がございまして、23 ページから、財産に関する調書がございまして、24 ページが、土地、建物、そういった物権です。25 ページが物品のリストでございます。先ほどの決算認定資料の方に納入日と取得額の記載のある、もっと詳しいものがございます。</p> <p>最後のページ、26 ページをご覧ください。27 年度決算年度末の財政調整基金の現在高でございます。19,290,000 円積立いたしま</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	事務局長	<p>して、229,513,000円となっております。</p> <p>以上で、決算書の説明を終わらせていただきます。</p> <p>それでは、行政報告の方、少しご説明させていただけたらと思います。黒の背表紙の冊子でございます。平成27年度行政報告。こちらは、27年度の主要な施策の成果を説明する資料にもなっております。</p> <p>行政報告の1ページ・2ページをご覧ください。2ページの上の表でございますけれども、ごみ処理状況の推移ということで、過去5年の数値を表にまとめております。ごみの総処理量は、27年度は、12,371tでした。前年度と比較しますと220t、1.8%の増加で、過去最高の量となっております。一人一日当たりのごみ排出量も、722グラムと3%の増加で、増加傾向はずっと続いている状況です。ごみの資源化率は、23.0%。前年度に比べて0.4ポイントの増加で、わずかですが、向上しています。ごみの処理経費は、1t当たり、39,004円と約4%の減でございますが、27年度は焼却炉の大規模な補修がなかったことによるものですが、今後も横ばい、微増傾向が続いていくと思われま。</p> <p>図1にグラフがございますけれども、日曜開場のごみ持込人数と持込量の推移のグラフです。図1の四角が安芸高田市さん、三角が北広島町さんです。北広島町では、日曜開場日前にきたひろネットで放送されることを始められたせい、27年度は約2倍近く利用者の方が増えております。来場者の方のためにですね、計量器の上に屋根をつけたり、洋式トイレを設置したり、27年度は行っておりますけれども、今後も施設の来場者のための施設整備というのは行っていかなければと思っております。特に高齢者ドライバーの方も多くなりまして、安全面での対応ということも特に考える必要があると思っております。</p> <p>それから、今後の課題といたしまして、死亡獣畜の処理が挙げられます。図2に死亡獣畜の処理状況推移のグラフがあります。特に鹿の持ち込みが増加しています。図2ですけれども、三角の印ですけれども、三角の折れ線が鹿の数値でございますが、27年度は707頭と23年度、300頭だったんですけれども、2倍以上持ち込みが増えているということで、今後もずっと増加していくものと思われま。</p> <p>それから、行政報告の3ページでございますけれども、決算状況の説明となっております。</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	事務局長	<p>4 ページ目に市町負担金の推移のグラフがございます。横ばい状況ということで、こういった形での負担金、基金も活用しながらですね、市町さんの負担金、できるだけ平準化できるように考えております。</p> <p>ごみ処理手数料の内訳が4ページの(2)の方でございます。</p> <p>5 ページの方、開いていただきますと、資源化物の売却代の比較の表です。アルミプレス、スチールプレス、鉄くずと色々ございますけれども、単価と量をまとめております。</p> <p>それから、6 ページは、決算統計による性質別の歳出で、先程の決算認定資料に載せていたものでございます。</p> <p>7 ページ・8 ページは、議会・監査会の開催状況でございます。</p> <p>9 ページ、人事行政の状況です。</p> <p>10 ページ、許可の状況です。収集運搬業それから処分業の許可でございます。</p> <p>11 ページ、ごみ処理実績といたしまして、安芸高田市さん、北広島町さん別の27年度のごみの搬入量をまとめたものでございます。表の一番下の方ですけれども、合計、安芸高田市さんが7,899 t、11 ページの中ほどの表でございますけれども、安芸高田市の方7,899 t、北広島町さんが4,472t と、それぞれ前年度比で、安芸高田市さんが1.44%、北広島町さんが2.47%、増加している状況です。</p> <p>それから右のページ12 ページでございますけれども、家庭ごみと事業系ごみの割合をまとめております。12 ページの(4)は、年間ごみ焼却量の推移でございます。焼却能力は低下しておるんですけれども、焼却時間の延長、あるいは布団や木くず等を焼却せずにリサイクルするということで対応している状況でございます。</p> <p>それから、13・14 ページは、市町別のごみ処理量でございます。傾向といたしまして、粗大ごみ等、施設への持ち込みが増加している状況がみられます。また、最近はごみの自宅回収サービスというのがあるんですが、そういった利用も増えております。</p> <p>15 ページの方、年間一人あたりのごみ排出量でございます。</p> <p>16 ページは、燃えるごみのごみ組成です。</p> <p>17 ページの方、お聞きいただきましたら、17 ページの方に、ごみ処理に係る経費をまとめてございます。下のイの表なんですけれども、1 袋あたりに換算しますと、大体1 袋あたり、燃えるごみですと、157 円の経費がかかっております。そのうち、ごみ袋</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	事務局長	<p>代としていただくのが、受益者負担額 65 円でございますので、市町さんの負担額は 92 円、という計算になります。</p> <p>それから、右のページ、18 ページに経費別推移のグラフがございます。</p> <p>19 ページは、資源化の状況の一覧でございます。</p> <p>20 ページ、資源化量と資源化率の推移のグラフでございます。</p> <p>21 ページと 22 ページにはですね、きれいセンターで、持ち込まれた物がどのように処理されているか、それをまとめてございます。</p> <p>23 ページ・24 ページ、これは各種測定の検査の結果でございます。環境基準、それからダイオキシンの数値というのも、基準よりはるかに低い値となっておりますので、施設は老朽化しておりますけれども、環境性能は、問題がない状況となっております。</p> <p>25 ページ、職員の資格取得状況、26 ページには、施設の見学の状況の推移を載せております。</p> <p>27 ページ以降はですね、参考資料を載せさせていただいております。27 ページの方、人口の表がございます。年々人口は、減少してきているわけでございますけれども、世帯数は増加しております。また、ごみの量も増加している状況でございます。</p> <p>以降、参考資料ということで載せておりますので、ご覧いただけましたらと思います。</p> <p>以上、年度の事業報告ということで、行政報告を説明させていただきました。</p>
	議 長	<p>以上でございます。ご審議の程、よろしく願いいたします。</p> <p>これで、提案理由の説明を終わります。</p>
	次 長	<p>次に監査委員より決算審査の結果報告を求めます。</p>
	監査委員	<p>はい、議長。</p>
	議 長	<p>木原監査委員。</p>
	監査委員	<p>それでは、決算監査についてご説明いたします。提出議案書の 4 ページ以降をご覧ください。</p> <p>過日、私、木原とそれから藤井委員との間で監査を実施いたしました。その結果、意見を、5 ページ以降に記しておりますので、よろしく願いいたします。</p> <p>まず、審査の対象ですけれども「平成 27 年度芸北広域環境施設組合一般会計歳入歳出決算」の審査を行いました。審査期日、場所、それから審査の方法、審査の主眼につきましては、ご覧のと</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	監査委員	<p>おりでございます。</p> <p>審査の結果でございます。ここは、5行ございますので、少し読み上げさせていただきます。「決算書等は法令に準拠して作成されており、計数は正確で内容も適正であると認められた。」、「予算は適正に執行され、予算の流用及び予備費の充用も適正に処理されていると認められました。」、「財産に関する調書については、計数は正確であり、保管・管理状況も適正に行われていると認めます。」、「基金の運用状況についても、計数は調書のとおり正確であり、適正に運用されていると認められました。」、「審査結果の概要及び意見は、次のとおり」ということで、計数については、異常性はない、ということを確認いたしました。</p> <p>次に、6ページ以降が概要でございますけれども、これ、先程事務局の方で決算報告をされた数字と重なっておりますので、私の方は、10ページの意見をちょっとご説明したいと思います。</p> <p>先程事務局の説明がありましたように、ごみの処理量が26年度だけは低かったんですけども、また上がってきた、ということがございました。これは、まあ、なぜかという原因を特定するのは、確かに説明を聞きましたが、難しかったんですけども、今後のこともありますので、やはり何らか、統計的などころから、どんな原因があるのかな、というのを調査検討してほしいというふうにお願いしました。</p> <p>また、日曜開場につきましても、年々増加しております、30%も増加している、ということでございます。これは、やはり市民のニーズというのがどこにあるのかということで、どちらに力を入れるのか、ということも検討の課題になるのではないかと思います。高齢者が多いということのご説明ありましたが、高齢者がごみステーションに持って行くよりは、車で直接持って来られた方が早いのかもしれない、便利なのかもしれない、ということも検討していただければと思います。</p> <p>それ以降が今度は、不法投棄ですとか、それから「環境もやい安芸高田」等のごみ処理に関するキャンペーン、それから動物の死骸の処理、それから施設見学、といったところが、私達の方では、ちょっと監査の中で、じゃあ何が通底するのかなと考えますと、やはり市町とそれから環境施設組合、この三者が、やはり協働して、何かを啓蒙していかなければならないんじゃないかと、ということをおの辺に書いたつもりでございます。</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>監査委員</p> <p>議 長</p> <p>5 番議員</p> <p>議 長</p> <p>5 番議員</p> <p>議 長</p> <p>事務局長</p> <p>議 長</p> <p>事務局長</p>	<p>一番後の行にありますけれども、「市町との連携強化及び協働を着実に推進し、施設の適正処理と効率的な運営に一層の努力を望むもの」と締めておりますけれども、市民町民にとってのごみ処理というのは、非常に重要な問題で、直接生活に係るものでございます。それが、それぞれの市町、それから組合が一体となって効率的に運用していただければ、今後色々な問題も解決できるのではないかと考えておりますので、こういうような意見をしたためさせていただきました。</p> <p>どうぞよろしく願いいたします。</p> <p>これを以って、監査委員の報告を終わります。</p> <p>これより質疑に入ります。</p> <p>議案につきましては、一般会計決算ということでございますが、一般質問を別に設けておりませんので、組合の施策のこと、きれいセンターのことやごみの収集のことなど、その他、全般にわたって質問がございましたら、ここで、質問してください。</p> <p>尚、質問は、一問一答方式とし、挙手の上、自席で起立により、行ってください。</p> <p>質疑はありませんか。</p> <p>議長。</p> <p>5 番、中田節雄君。</p> <p>はい。何点か、お聞きしたいことがございます。</p> <p>まず、第1点でございますが、行政報告の中味について随所にごみが微増傾向にある、ということなんであります。これは、ごみの減量作戦を展開している中で微増傾向にある、これは、いいか悪いかは別にしまして、どういったことがその背景にあるのかどうか、分析されておりましたら、そこの所をお伺いいたします。</p> <p>答弁を求めます。</p> <p>はい、議長。</p> <p>事務局長。</p> <p>はい。</p> <p>ごみの増加の原因でございますけれども、色々調べてはおるんですけれども正確にこれというものは、まだ出ておりません。家庭ごみの袋を破って中を調べたり、色々試してみっておりますけれども、最近の傾向として多いのが、特にプラスチックのごみ、プラスチックの容器包装、それから食べ残し、最近食品ロスといわれているものなんですけれども、まだ一度も封を破っていない食品</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	事務局長	<p>ですね、そういったものが結構燃えるごみの中に入っているということがわかりました。</p> <p>それからもう一つ、最近、高齢者の方が増えて、そういった方がですね、コンビニをよく利用されるという統計もあります。コンビニの利用者、50代以上の方が若い方より多いという調査もございます。コンビニのおかずとかそういった物は、小さいパックの形で詰めてある、そういった物、そういった形のこともあるのかなと思っております。</p> <p>都市部はごみが減ってきているんですけども、農村部でごみが増えているという県内の状況があります。最近ごみを燃やさなくなったというのものもあるんですけども、ライフスタイルの変化というものもあるんじゃないかと思っております。そういった所を色々調査しながら対策しないといけないと考えてはおります。今年度ごみ処理の基本計画も立てる予定ですので、さらに調査を進めているところです。</p>
	議 長 5 番議員	<p>以上です。</p> <p>5 番、中田節雄君。</p> <p>はい。</p>
	議 長 事務局長 議 長 事務局長	<p>今、事務局の方から答弁いただいておりますけれども、これは、各市町において、そうした食生活のことについての教育的な事が結構いるのではないかなあと、食べ残しであるとか、コンビニであるとか、新しい封を切らずにということがあるようでございますが、これらについては、やはり食生活、これをもっと見直すという行政全体に亘るですね、啓蒙が必要かなあとと思っております。この点につきましては、また市町の状況がございしますが、そうしたところに御尽力いただければと思っております。</p> <p>それともう1点ですね、芸北地域の加入ということにつきまして、やはり、またごみが今まで以上に増えてくるわけでございますが、その点について、各市町については議決をいただいておりますけれども、現場では、どういった状況が発生してくるのか、その点をお伺いします。</p> <p>答弁を求めます。</p> <p>はい、議長。</p> <p>事務局長。</p> <p>お答えいたします。芸北地域のことにつきましてですね、色々調査しながら、受入の体制も整備しておるところでございます。</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>5 番議員 議 長 事務局長 議 長 事務局長</p> <p>議 長 5 番議員</p> <p>議 長 事務局長 議 長 事務局長</p>	<p>いますか、徹底というのは、どういうふうにされていますか。 答弁を求めます。</p> <p>議長。 事務局長。 はい。</p> <p>そうですね、ごみの分別方法が、少し違います。芸北地域の方は、プラスチック、例えば、タライとかバケツとか、そういったものは何でも、プラスチックの袋というのがあるんですが、それに入れて出せばいいんですが、うちの組合の場合は、容器包装、ですから、刺身が入っているパックですとか、商品が入っているパックだけをピンクの袋に入れて出していただくことになっております。そういった分別のしくみが少し違います。</p> <p>これは、組合の方に全部合わせていただくんですけども、それにつきまして、今、北広島町さんの方、住民説明会を行っていらっしゃるところでございます。今後もきたひろネットを利用してですね、そういった住民の方への広報というのは非常に大切なところですので、北広島町さんの方、取り組んでいらっしゃいますし、組合の方としても御協力申し上げて取り組んでいかなければと思っております。</p> <p>以上です。</p> <p>はい、5 番、中田節雄君。 了解いたしました。</p> <p>あと、もう 2 点ほどございますが、行政報告の 28 ページで、特定家庭用機器がございます。テレビ、冷蔵庫、洗濯機、エアコン、衣類乾燥機。これは、リサイクル法との関係はどうなんだろうかと思うんですが。確か、購入した所へ持って行くようになっているんじゃないかと思うんですが、この点はいかがでしょう。</p> <p>答弁を求めます。</p> <p>議長。 事務局長。 はい、お答えいたします。</p> <p>議員さん、よく御存知のとおりです。特定家庭用機器、テレビ、冷蔵庫、冷凍庫、洗濯機、エアコン、衣類乾燥機、こういったものは、法律がございまして、それぞれ業者の方で収集する責務がございます。きれいセンターでは、引取義務のないもの、すなわち、買ったお店がわからない、あるいは買ったお店がつぶれた、</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	事務局長	<p>という場合にのみ、引き受けております。ですので、大概はですね、買ったお店、新しい冷蔵庫を買うのであれば、古い冷蔵庫をそこのお店に出していただく、というのが本当の流れになっております。ただし、最近はですね、倉庫にたくさんあるので、持ってきたとかいうのもありますけれども、それも一応引取はしております。</p> <p>そういった形で、販売店の引取りというのが、最近、消火器とか、電気製品でも行われているお店がございますので、そういったところ、もっと広報しながら、リサイクルの方がスムーズに進めればと思っております。</p>
	議 長 5 番議員	<p>以上です。</p> <p>はい、5 番、中田節雄君。 わかりました。</p> <p>引き取り義務のないものとおっしゃいますが、町内で、この近辺で買われた方はいいわけでありますが、最近、通販、これを利用される方が結構あるんでございます。そうした時に、本人はわかっても、本人が亡くなって、あるいは子どもさんが家を継いだりした時にはわからない、こういったものも引き取りの対象になるのかどうか。</p> <p>それともう 1 点、気になるのが、特定家庭用機器になるのかどうかわかりませんが、プロパンガス、ボンベ、ちっちゃいやつですよね、これどこで買ったかわからなくて家にある。あるいは、消火器の古いもの。放置されて、中味を入れ替えて放置されてある、どこで買ったかわからない。こういったものをどういうふう処理されていくのかどうか、お伺いします。</p>
	議 長 事務局長 議 長 事務局長	<p>答弁を求めます。</p> <p>議長。</p> <p>事務局長。</p> <p>はい、お答えします。</p> <p>まず、通販の利用とかでわからない、という物につきましては、きれいセンターの方で引き取りしております。ただし、リサイクル券を郵便局で買っていただいて、尚且つ、収集運搬手数料として 1 台につき 3,000 円、お支払いいただくこととなります。電話をいただければ、ご自宅に取りに行くこともできます。それから、こちらがお勧めしているのは、三次市にその引き取り場所がございます。酒屋の工業団地にある岡山県貨物さんですとか、三次の</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	事務局長	<p>十日市にあります西濃運輸さんとか、そういった所が指定の引き取り場所となっております。ですので、1台が3,000円ですので、例えば2台、3台と出されると、きれいセンターだと9,000円とか、そういった値段がかかるんですけども、直接、持ち込み場所に持って行かれれば、リサイクル券だけを郵便局で購入されれば、それで引き取りができる、ということになっております。</p> <p>それから、プロパンガスでございますけれども、きれいセンターでは、処理できない物としております、危険ですので。プロパンガスに販売店の名前とかが書いてあるんでありましたら、その販売店に持って行かれれば、引き取ってくれると思います。それから、プロパンガスさん、こちらですと広ガスさんとか、そういったところも住民の方の引き取りに対してですね、ご要望聞いていただいている点もございますので、販売店の方にご相談いただけたらと思います。</p> <p>それから、消火器ですけども、最近、ホームセンターさんの方、消火器、新しいのを1台買えば古いのを引き取ります、というのもあるんですけども。消火器の生産組合の方でも、色々そのルートを持っていらっしゃる、この辺でいうと消火器引き取りできるのが、広ガスさんですとか、豊平の竹村石油さんですとか、あと甲田町の今村商会さんですとか。そういったところは、消火器、費用が要りますけれども、そういった引き取りすることもできておりますので。その辺りも、皆さん、ホームページの方、色々、こちらの方も広報していきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
	議 長 5 番議員	<p>はい、5番、中田節雄君。</p> <p>わかりました。わかったんですが、私も今、初めてわかりました。ということは、市民の方や町民の方は、御存知ないということですね。ですから、これは組合として、各自治体に広報されるか、これは、困っておられる方、随分あるんじゃないかと思えます。通販の分なんかでも、これは、リサイクル券を局で購入、これも初めて知りました。こうしたシステムがあるということ、これを一体どうやって周知徹底していくのか。これがわからないと、このまま粗大ごみとして、といえますか、放置される、という可能性もなきにしもあらず、ということなんで。</p> <p>どういうふうにコマーシャルされていきますか。</p>
	議 長	<p>答弁を求めます。</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	議 長 事務局長	<p>事務局長。</p> <p>はい。</p> <p>そうですね、おっしゃるように、先ずは市町さんと連携ということも、先程監査委員さんからもご説明ございました。やはり広報の媒体ということになると、組合よりは安芸高田市さん・北広島町さんの媒体の方が多いですので、身近なところ、そちらあたりからお願いしたいと思います。</p> <p>先ず私の思っているのは、町の職員さん、市の職員さん、その方々が、まずよくわかっていないといけないなあと思います。住民の身近な方、職員の皆さんが先ずわかっていたくような、そういった説明の場で、周知していきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
	議 長 5 番議員	<p>はい、5 番、中田節雄君。</p> <p>最後にもう 1 点ほどお聞きしますが、死亡獣畜の処理ですね。鹿が圧倒的に持込量が多いと、猪は割と少ない。タヌキも多いんですけども、これ小型ですから、問題ないとは言えませんが、これは、もう限界に近づいているということなんですけれども、こういった状況なのか、限界というのは。それと同時にこれは、持ち込みというのは、駆除したものを持ち込まれるのか、あるいは事故にあったものを持ち込まれるのか。それとこの処理の料金はどうなのか。その点、お伺いします。</p>
	議 長 事務局長 議 長 事務局長	<p>答弁を求めます。</p> <p>議長。</p> <p>はい、事務局長。</p> <p>そうですね、お答えいたします。</p> <p>鹿なんですけれども、持ち込みが 1 日に多い時には、1 日に 10 頭ぐらい入ってきます。10 頭一度に燃やすことが出来ませんので、30 分に 1 回ずつ、職員が行って焼却炉の中に投入する、という形になっております。日にちによったら入ってこない日もあるんですけども、そういった形で、焼却炉の燃やす作業が少し困難な状況があるということです。</p> <p>それから、持ち込みされる鹿は、全て道路ではねられた鹿がほとんどです。解体処理されたものはですね、もう既にバラバラになったような状況で持ち込みされるので、それは鹿の形はしていないので、そういった持ち込みは問題ないと思っております。道路で死亡する鹿と網にひっかかって死んでいる鹿というのがほと</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	<p>事務局長</p> <p>議 長</p> <p>1 番議員</p> <p>議 長</p> <p>1 番議員</p> <p>議 長</p> <p>事務局長</p> <p>議 長</p> <p>事務局長</p>	<p>んどです。道路、あるいは柵ですね、柵でからまって死んでいる鹿というのがほとんどです。</p> <p>料金でございますけれども、事業所の料金ということ、10キログラム当たり70円です。処理費は10キロ70円ですので、大体、鹿が60キロかそれぐらいですと420円という処理料金になります。それを道路の維持管理業者の方が持ち込まれて支払われる、それを市町さんがお支払いになる、というような形かと思えます。</p> <p>以上です。</p> <p>他に質問はありませんか。</p> <p>ちょっと1点、よろしいですか。</p> <p>はい、1番、前重昌敬君。</p> <p>先程の監査委員の意見の中にありましたように、220トンの増加という中で、私も今回初めてということでお伺いをするんですけれども。</p> <p>今、安芸高田市内含めてですね、北広島町もそうだと思うんですけれども、今、企業関係で実習生、この辺が多く入られていると思うんですよね。そうした方々への、きれいセンターとして、企業へ、こういうごみの処理の形ですよね、まあ、その分別、そうしたところが今どういう形で行われているのか。現在、ある程度、そういう方向がですね、だいぶ、各この地域、増えているんじゃないかと思うんですよね。</p> <p>その辺を1点、お伺いしたいと思えます。</p> <p>答弁を求めます。</p> <p>議長。</p> <p>事務局長。</p> <p>お答えします。</p> <p>議員さんのおっしゃるとおりで、今、まさにその問題について対応しないといけないと思っているところです。実際、今、ごみの分別でトラブルが起きています。外国の方のごみの出し方こちらの分別とでだいぶ違うことがございますので、それで住民の方とトラブルになっている事例があります。私もそういう時には、企業の方にご説明には行くんですけれども、企業の方の担当者の方が苦勞されて、自分で外国人の方のごみをさらにその日本人の方が分別して出されたり、あるいは、会社にごみを持ってくるように指導されたりとか、してらっしゃるところもありますけれども。今は、だんだん人数も増えてまいりまして、おっしゃ</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	事務局長	<p>るように、それだけの対応では困難になると思っております。</p> <p>市町さんと今後連携しまして、企業の方にですね、そういった所に出向いて説明する機会を設けられないかなあということで、今協議しているところでございます。一応、分別のアプリも作りまして、それは6ヵ国語、最近ではインドネシア語ですとか、タイ語ですとか、ベトナム語とか、そういったのも対応できるようなシステムにしておるんですけども。そういった外国語、英語、中国語、ポルトガル語だけではなく、そういった対応した言語につきましてもですね、今後、ごみの分別の方、説明できるように、外国人の方、確かにおっしゃるように、今後対応していかなくてはいけない、大きな問題だと思っておりますので、市町さんと協力して進めていきたいと思っております。</p> <p>以上です。</p>
議 長	1 番議員	<p>はい、1 番、前重昌敬君。</p> <p>はい、わかりました。</p> <p>そういうことであればですね、早急に、これは出来るところから入っていただきたいと思っております。ご承知のように、ごみステーション、ここにそうしたものが日本語しかないわけでございます。うちの地域もですね、そうした不法投棄等が結構あつとります。そうした所にある程度、そういうポルトガル語とかですね、そういう仕組みが簡単にできるんじゃないかなあ、と思うわけですね、対応できるのであれば。そうしたところへ向けてですね、できれば、そうした対応も含めて、検討されたらいいんじゃないかと思っておりますので、その辺をよろしくお願いします。</p> <p>終わります。</p>
議 長	議 長	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>(「なし」と言う者あり)</p>
議 長	議 長	<p>これをもって、質疑を終結いたします。</p> <p>これより討論に入ります。</p> <p>討論はありませんか。</p> <p>(「なし」と言う者あり)</p>
議 長	議 長	<p>討論なしと認めます。</p> <p>これをもって討論を終結いたします。</p> <p>これより、議案第8号「平成27年度芸北広域環境施設組合歳入歳出決算認定について」を起立により採決いたします。</p> <p>本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。</p>

事 項	発 言 者	発 言 の 要 旨
	議 長	<p>〔賛成者起立〕 起立多数であります。 よって本案は原案のとおり可決されました。 ここで暫時休憩といたします。</p>
	議 長	<p>〔暫時休憩中〕 再開いたします。 先ほど、議会運営委員長から、閉会中の継続審査の申し出がありました。</p>
	議 長	<p>この際、これを日程に追加し、議題としたいと思います。 これにご異議ありませんか。 (「異議なし」と言う者あり) ご異議なしと認めます。 よって、閉会中の継続審査の申し出についての件を日程に追加し、議題とすることに決定いたしました。</p>
追加日程第1	議 長	<p>追加日程第1、「閉会中の継続審査の申し出について」を議題といたします。 お諮りします。 委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。 (「異議なし」と言う者あり) ご異議なしと認めます。 したがって、委員長の申し出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。</p>
閉 議	議 長	<p>以上で本定例会に付議された事件の審議はすべて終了いたしました。 これをもって「平成28年第2回芸北広域環境施設組合議会定例会」を閉会いたします。 御苦勞さまでございました。</p>